



宇佐市・國年夫妻 営農7年目

経営計画が重要

前職の経験で農業は個人で生産から小売業が出来ると思ったのがきっかけです。さついい仕事ですが、自分で作ったものをお客様に直接売るのでやりがいがあります。ぶどうに限らず、農業はメリットがあると感じています。オススメではありますが、情報を集め、就農後の経営計画をよく考えてご自分で判断する必要があります。

品目：ぶどう/87a

個人事業主として舵取り一つで成否が大きく変わることを日々実感

夫が生まれ育った環境への憧れを捨てさずリターン、私は主人に誘われ新天地へ。就農してからは作業に追われる日々が続くので、研修中に他産地と意見交換や仲間づくりを行えばよかったです。大変なことも魅力も多い仕事です。どうぞ仲間になりましょう!

品目：ホオズキ/32a、スイートピー-/10a



佐伯市・渡邊夫妻 営農5年目



日本一のおんせん県おおいた みりやく 味力も満載

令和6年度

新しく農業を始めるために

大分県は新規就農者を応援します! \ 目指せ! 農業経営者★夢から実現へ/



九重町・谷瀬夫妻 営農4年目

とても難しく、勉強すれば奥が深く、楽しい世界

研修中に農薬のことをもっと調べて勉強した方がよかったですと思いました。困った時は同じ新規就農の方や、農業の先輩方に相談しています。栽培圃場の選定は慎重に、自分が納得できるまで考えて決めてください。

品目：トマト/25a

就農するなら絶対牛飼い!

放牧をしている友人が楽しそうに牛飼いのことを私に話してくれたのがきっかけです。周りの人に反対されましたが、就農してみて「フリーランスの素晴らしさ! ノーストレスで楽しく働ける!」を実感しています。放牧の素晴らしさを多くの方に知ってもらい、牛飼いを増やしたいです!

品目：肉用牛繁殖(放牧)黒毛和牛/21頭



国東市・宇都宮夫妻 営農4年目

就農までのステップ

Step1 関係窓口への相談

農業に興味がある、農業を始めたいと思っても「何から始めていいの」「どこに相談したらいいの」わからないときには、まず関係機関へ相談してみましょう。

相談窓口
大分県農業農村振興公社
大分県農業会議
大分県農林水産部 新規就業・経営体支援課

作目
大分県各振興局
農山(漁)村振興部、生産流通部

農地
各市町村農業委員会

住宅
大分県企画振興部 おおいた創生推進課
各市町村担当課
(空家を購入した場合、修繕費がかかる場合があります)

Step2 情報収集・農業体験

就農するかどうかを決定するためには、「農業経営とはどういうものか」を詳しく知る必要があります。そのためには、できる限り情報を集め、自分の頭の中で農業や農村についてイメージしなければなりません。自分で考えて行動を起こさないと、あとで失敗することになります。

自分の経営像の明確化
農業といっても、いろいろな作目(野菜、花き、畜産など)、栽培方法、経営スタイル(専作経営、複合経営)があります。自分が将来どのような農業経営を行いたいのか、相談窓口などを通じて情報を集めて具体化していくことが必要です。

※自分の性格、健康状態などや自己資金額、家族の農業従事者数なども考慮に入れる必要があります。

基礎知識の習得
休暇を利用した短期農業研修(農業体験)などで、イメージをより具体化することも一つの方法です。大分県内の就農学校など研修施設でも農業体験を実施しています。これらを利用することをお勧めします。

Step3 就農の意志決定・事前準備

大きく花を咲かせるのは
貴方次第です。
計画的に準備をしましょう。

① 就農の意志決定

意欲と情熱

農業を始めることは、会社を始めることと同じです。何もない状態からのスタートですから「何があんでも成功させるぞ」という強い意志と情熱、さらに**障害を乗り越える経営力(技術)が必要です。**

家族の同意

家族の同意と理解があることは、新規就農がうまくいく大きなポイントの一つです。もう一度、家族と話し合ってみてください。**農業は労働力が必要です。家族の協力は必須です。**

資金の確保

農業を始めるには、土地、施設、機械などの初期投資、十分な収入が得られるまでの生活資金など、多くの資金が必要となります。公的融資制度もありますが、借入金が多いと農業経営を圧迫することになるので、**自己資金を用意してください。**

農業に対する理解度

情報収集などで、農業・農村に対する知識を得たと思いますが、就農後、イメージと現実とのギャップに悩むことも少なくありません。**自分の農業に対する理解度をもう一度チェックしてください。**

農村社会に対する理解度

農村には、都会と違う地域のルールがあります。農業で成功するかは、地域の人とうまく付きあえるかにかかっていると一言で言い切れません。自分も家族も十分理解し、**農村社会の一員として積極的に交流する気持ちを持ってください。**

② 事前準備

就農候補地の選定

作りたい作物に適した気象条件や土地条件、産地条件を考慮して就農候補地を選定してください。生産環境や土地柄から、**自分たちが農業経営をする候補地を選定することが大切です。**

住居候補の選定

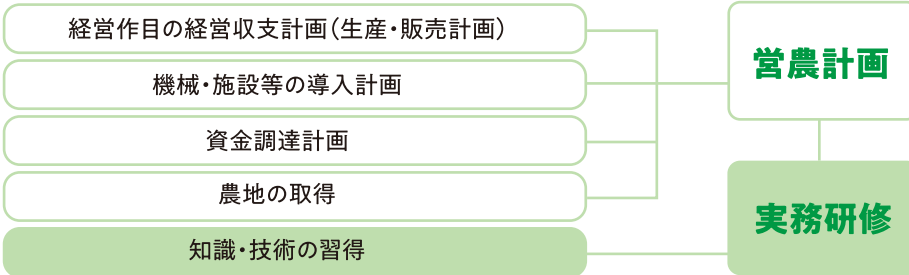
トイレの状況や周辺環境は自身で管理を要するなど、多くの場合、今までの生活環境とは大きく異なります。また、**就農候補地との距離なども考慮に入れて住居候補を選定します。**





Step 4

営農計画作成・実務研修



- 資金力や技術を考慮して無理のない計画をたてる。
- 同時に農業経営が安定するまでの生活設計もたてておく。

- 先進農家や農業法人、就農学校やファーマーズスクールまたは農業大学校などで研修を行う。

Step 5

青年等就農計画制度・認定新規就農者

新規就農者に対する重点的な支援を行う制度です。

Step.4で検討した営農の具体的な計画をもとに「青年等就農計画」を作成して市町村に提出し、市町村が「農業経営基盤強化促進基本構想」に合致しているかどうか審査を行い、認定されると「認定新規就農者」になることができます。認定新規就農者になることによって、農地の転換や資金(経営開始資金)、融資、補助事業などの支援を受けることができます。

対象者

- 青年(原則18歳以上45歳未満)
 - 特定の知識・技能を有する中高年齢者(65歳未満)
 - 上記のものが役員数の過半数を占める法人
- ※農業経営を開始して一定の期間(5年)を経過しないものを含みます。
※認定農業者は含みません。

認定の流れ

就農地、営農類型、目標農業所得、目標労働時間、作付け面積・飼養頭数、生産量、事業費とその調達方法など、経営開始5年後の目標を記入した「青年等就農計画」を作成

市町村に申請

市町村が認定

認定新規就農者

Step 6

農地の確保

農地の取得方法

農地を取得するには、大きく分けて3つの方法があります。

1 農地法

農業委員会等の許可を受けて権利移動

個人や法人は、次の要件をすべて満たし許可を受ければ農地の権利の取得ができます。
①全部効率利用 ②農地所有適格法人等(法人の場合) ③農作業常時従事 ④地域との調和

2 農地中間管理事業の推進に関する法律

農用地利用集積等促進計画による権利移動

所有者と耕作者の間に、「農地中間管理機構」が入った契約です。

原則として各市町が定める地域計画及び目標地図※に「農業を担うもの」と位置づけられれば、農地の権利の取得ができます。

※地域計画・目標地図とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が主催する地域の農業者等の話し合いにより将来の農地利用の姿を明確化したもの

(注)地域計画の策定前(又は区域外)においても、一定の要件を満たせば農地の契約が取得できます。

3 相続

農地の権利を取得した者は、権利取得を知った日から概ね10ヶ月以内に農業委員会にその旨を届け出なければなりません。ただし、遺言によって相続人以外の者に農地が遺贈される場合は、農地法の許可が必要です。

	メリット	デメリット
賃貸する場合	少ない資金で農地が確保できます。借地料は農業経営費となります。	契約期間を過ぎると、農地の返還を求められる場合があります。再契約を地権者と話し合う必要があります。
購入する場合	農地を所有でき、生産基盤が安定します。	農地法により要件があります。多くの資金が必要となり、経営を圧迫する場合もあります。

- 農地の確保は、地権者とのトラブルを少なくするため「農地中間管理機構」を通じた契約をお勧めします。

Step 7

就農



農業経営の早期安定に向けて頑張りましょう。

就農後の留意事項

会社員などから就農した場合、次の点に留意してください。

- 税金、国民健康保険料、年金保険料は自ら納める必要があります。市町村民税、国民健康保険料は、前年の所得額に対して課税されます。
- 年金制度も厚生年金などから国民年金にかわります。

県内研修施設(就農学校・ファーマーズスクール等)お問い合わせ先

就農学校

ファーマーズスクール

その他研修施設

研修機関一覧

農林水産業・就業総合サイト
おおいたで働こう



中津市ファーマーズスクール

中津市役所農政課
TEL.0979-62-9047
品目:ピーマン、ペリーツ(いちご(令和7年4月開設予定))

中津市梨学校

(公社)農業公社やまくに
TEL.0979-27-3707
品目:梨

大分“味ーねぎ” トレーニングファーム

JAおおいた北部営農経済センター
TEL.0978-25-4655
品目:こねぎ

宇佐市ファーマーズスクール

宇佐市役所農政課
TEL.0978-27-8155
品目:ぶどう、ペリーツ(いちご(令和7年4月開設予定))

大分広域白ねぎ就農学校

JAおおいた北部営農経済センター
TEL.0978-32-8703
品目:白ねぎ

豊後高田市 アグリチャレンジスクール 「新規就農コース」

豊後高田市役所農業振興課
TEL.0978-25-6243
品目:白ねぎ、ぶどう、施設花き(トルコギキョウ、スイートピー、ホオズキ等)、肉用牛繁殖(放牧)、カボス+露地柑橘+キウイ、ペリーツ(いちご(令和7年4月開設予定))

国東こねぎトレーニングファーム

国東市役所農政課
TEL.0978-72-5167
品目:こねぎ

国東市ファーマーズスクール

国東市役所農政課
TEL.0978-72-5167
品目:ミニトマト、七島イ、ペリーツ(いちご)、肉用牛繁殖(放牧)

玖珠町ファーマーズスクール

玖珠町役場農林課
TEL.0973-72-7164
品目:ピーマン、白ねぎ、トマト、キュウリ

日田市ファーマーズスクール

日田市役所農業振興課
TEL.0973-22-8211
品目:梨、えのき茸、チンゲンサイ、ぶどう

杵築市ファーマーズスクール

杵築市役所農林水産課
TEL.0978-62-1809
品目:ハウスみかん、花き(ホオズキ+ヤマジノギク、トルコギキョウ、輪菊、スイートピー、ハボタン、ラナンキュラス)、なす+スナップエンドウ、ペリーツ(いちご)

日出町ファーマーズスクール

日出町役場農林水産課
TEL.0977-73-3127
品目:ハウスみかん

九重町ファーマーズスクール

九重町役場農林課
TEL.0973-76-3804
品目:トマト、生・乾椎茸、梨

由布市ファーマーズスクール

由布市役所農政課
TEL.097-582-1293
品目:ペリーツ(いちご)、梨、ねぎ

竹田市ファーマーズスクール

竹田市役所農政課
TEL.0974-63-4805
品目:トマト、ピーマン、ミニトマト

白杵市アグリ起業学校

白杵市役所農林振興課
TEL.0974-32-2220
品目:ピーマン

白杵市ファーマーズスクール

白杵市役所農林振興課
TEL.0974-32-2220
品目:ピーマン、ペリーツ(いちご)、有機農業

大分県立農業大学校 (就農準備研修)

大分県立農業大学校 研修部
TEL.0974-22-7583
コース:野菜(長期・中期)、集落営農、畜産

インキュベーションファーム

豊後大野市役所農業振興課
TEL.0974-22-1054
品目:ピーマン

大分ピーマンファーム

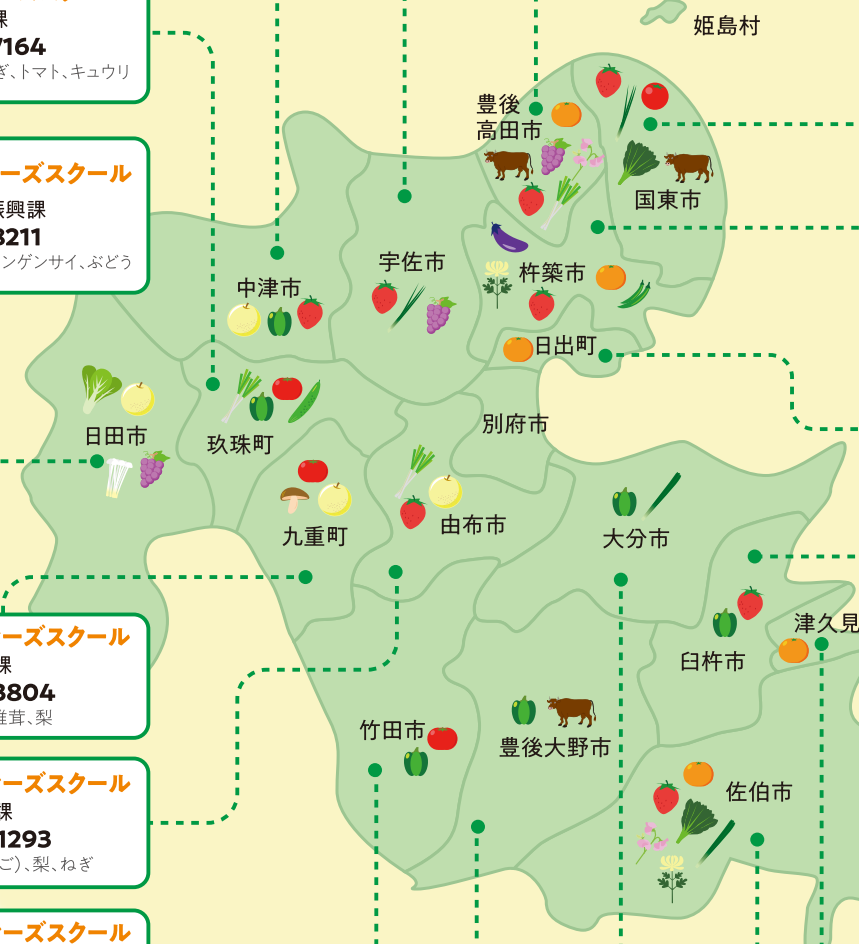
JAおおいた中部営農経済センター
TEL.097-546-1148
品目:ピーマン

大分市ファーマーズカレッジ

大分市役所農政課
TEL.097-537-5628
品目:にら、ピーマン、パセリ

佐伯市ファーマーズスクール

佐伯市役所農政課
TEL.0972-22-3239
品目:ペリーツ(いちご)、施設柑橘(ハウスみかん)、施設花き(キク、ホオズキ+スイートピー、トルコギキョウ)、にら、野菜(有機栽培)



交付金制度

次世代を担う農業者となることを志向するものに対し、就農前の研修を後押しする資金、また就農直後の経営確立を支援する資金を交付します。

■ 新規就農者育成総合対策事業(就農準備資金)

■ 新規就農者確保緊急円滑化対策事業(就農準備支援資金)

就農に向けて必要な技術等を習得するために研修を受けるものに対し、資金を交付します。

交付要件

- 1 就農予定時の年齢が原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること
 - 2 県が認めた研修機関等で概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上研修を受けること
 - 3 常勤(週35時間以上で継続的に労働するもの)の雇用契約を締結していないこと
 - 4 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付を受けていないこと
- ※過去に本事業、農業次世代人材投資事業、就職氷河期世代の新規就農促進事業、新規就農促進研修支援事業、就農準備支援事業による資金の交付を受けていないこと
- 5 独立・自営就農※1、雇用就農又は親元での就農※2を目指すこと
- ※1 独立・自営就農者については、就農後5年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けること
- ※2 親元就農者については、家族経営協定等で責任及び役割を明確にすること並びに就農後5年以内に当該農業経営を継承する、法人については経営者(共同経営者含む)になる又は独立・自営就農することを確約すること

交付額:月12.5万円
(年150万円×最長2年間=最大300万円)

- 6 原則、前年の世帯(本人のほか子、父母及び配偶者の範囲)所得が600万円以下であること
- 7 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること

資金面での支援制度
農林水産業・就業総合サイト
おおいで働こう



返還

- 1 適切な研修を行っていないと交付主体が判断した場合
- 2 研修終了後1年以内に原則50歳未満で就農をしなかった場合
- 3 海外研修を実施したものが就農後5年以内に研修計画に則した農業経営を実現できなかった場合
- 4 親元就農者が確約したことを実施しなかった場合
- 5 独立・自営就農者が就農後5年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けなかった場合
- 6 交付期間の1.5倍(最低2年間)※の期間、農業を継続しない場合又はその間の農業従事日数が一定(例:年間150日かつ年間1,200時間)未満である場合
※海外研修を実施したものは5年間
- 7 定められた期間内に研修終了後の報告書類の提出を行わなかった場合
- 8 虚偽の申請等を行った場合



■ 子育て世帯負担軽減対策事業

就農準備資金又は就農準備支援資金を受給する子育て世帯へ給付します。

交付要件

- 1 上記資金を単身で受給していること
 - 2 18歳未満の子を養育していること(18歳に達する日が属する年度内の研修を含む)
 - 3 住宅(マンションを含む)を所有しておらず、家賃を支払っていること
- ※別途、返還要件があります。

給付額:月2.5万円
(年30万円×最長2年間=最大60万円)

■ 大分県中高年移住就農給付金

就農時50歳以上55歳未満で、独立・自営就農を目指す移住者に対し、研修を後押しする資金を市町村から交付します。
※給付要件や給付停止及び給付金の返還要件があります。詳しくは市町村までおたずねください。

給付額:
1年につき最大100万円×最長2年間

■ 新規就農者育成総合対策事業(経営開始資金)

■ 新規就農者確保緊急円滑化対策事業(経営開始支援資金)

経営開始時に原則50歳未満の認定新規就農者に対し、就農直後の経営確立に資する資金を市町村から交付します。

交付要件

- 1 就農時の年齢が原則50歳未満であり、農業経営者となることについての強い意欲を有していること
 - 2 下記の要件を満たす独立・自営就農であること
- ①農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること
②主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し又は借りていること
③生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること
④交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること
⑤交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること
- 3 青年等就農計画の認定を受けたものであること
 - 4 青年等就農計画に経営開始資金申請追加資料を添付したものが、農業経営を開始して5年後までに農業で生計が成り立つ計画であること、計画の達成が実現可能であると見込まれること
 - 5 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に、新規作目の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画等であると市町村長に認められること
 - 6 地域計画のうちの目標地図に位置づけられているもしくは位置づけられることが確実と見込まれること、人・農地プランの中心となる経営体として位置づけられている、又は位置づけられることが確実と見込まれること、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること
 - 7 下記の条件に該当していること
- ①原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付を受けていないこと
②雇用就農資金、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業又は雇用就農者実践研修支援事業による助成金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと
③経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと
④経営発展支援事業又は初期投資促進事業について補助対象事業費の上限額である1,000万円の助成を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと
- 8 ハウス等施設を所有する場合は、園芸施設共済等保険に加入していること
 - 9 前年の世帯全体の所得が600万円以下であること
 - 10 就農する地域における将来の農業の担い手として、地域の活動に協力する意思があること
 - 11 令和3年4月以降に農業経営を開始したものであること
 - 12 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づく環境負荷低減に取り組む意思があること

就農準備資金・
経営開始資金
農林水産省



返還

- 1 要件を満たさなくなった場合
- 2 虚偽の申請等を行った場合
- 3 交付期間と同期間、同程度の営農を継続しなかった場合

相談窓口一覧

- 東部振興局管内
- 中部振興局管内
- 南部振興局管内
- 豊肥振興局管内
- 西部振興局管内
- 北部振興局管内



大分県
農業農村
振興公社

<https://onk.oita.jp>



県関係

団体名	住所	直通電話番号
公益社団法人大分県農業農村振興公社 担い手対策課	〒870-0044 大分市舞鶴町1-3-30 STビル8F	TEL.097-535-0400
大分県庁		TEL.097-536-1111(代)
農林水産部新規就業・経営体支援課 担い手確保班	〒870-8501 大分市大手町3-1-1	TEL.097-506-3586
企画振興部おおいた創生推進課 移住定住促進班		TEL.097-506-2038
一般社団法人大分県農業会議	〒870-0044 大分市舞鶴町1-3-30 STビル7F	TEL.097-532-4385
大分県立農業大学校 農学部		TEL.0974-22-7582
研修部 <small>(野菜(長期・中期)コース・ 集落営農コース・畜産コース)</small>	〒879-7111 豊後大野市三重町赤嶺2328-1	TEL.0974-22-7583
大分県東部振興局 農山漁村振興部	〒873-0504 国東市国東町安国寺786-1	TEL.0978-72-0409
大分県中部振興局 農山漁村振興部	〒870-0021 大分市府内町3-10-1	TEL.097-506-5732
大分県南部振興局 農山漁村振興部	〒876-0813 佐伯市長島町1-2-1	TEL.0972-24-8645
大分県豊肥振興局 農山村振興部	〒878-0013 竹田市大字竹田字山手1501-2	TEL.0974-63-1172
大分県西部振興局 農山村振興部	〒877-0004 日田市城町1-1-10	TEL.0973-22-2585
大分県北部振興局 農山漁村振興部	〒879-0454 宇佐市大字法鏡寺235-1	TEL.0978-32-1621

市町村

管轄振興局	担当課	住所	直通電話番号
東部	別府市役所農林水産課	〒874-8511 別府市上野口町1番15号	TEL.0977-21-1133
	杵築市役所農林水産課	〒873-0001 杵築市大字杵築377番地1	TEL.0978-62-1809
	国東市役所農政課	〒873-0503 国東市国東町鶴川149番地	TEL.0978-72-5167
	日出町役場農林水産課	〒879-1592 速見郡日出町2974番地1	TEL.0977-73-3127
	姫島村役場企画振興課	〒872-1501 東国東郡姫島村1630番地の1	TEL.0978-87-2282
中部	大分市役所農政課	〒870-8504 大分市荷揚町2番31号	TEL.097-537-5628
	白杵市役所農林振興課	〒875-0201 白杵市野津町大字野津市326番地の1(野津庁舎)	TEL.0974-32-2220(代)
	津久見市役所農林水産課	〒879-2435 津久見市宮本町20番15号	TEL.0972-82-9514
	由布市役所農政課	〒879-5498 由布市庄内町柿原302番地	TEL.097-582-1293
南部	佐伯市役所農政課	〒876-8585 佐伯市中村南町1番1号	TEL.0972-22-3239
豊肥	豊後大野市役所農業振興課	〒879-7198 豊後大野市三重町市場1200	TEL.0974-22-1054
	竹田市役所農政課	〒878-8555 竹田市大字会々1650番地	TEL.0974-63-4805
西部	日田市役所農業振興課	〒877-8601 日田市田島2丁目6番1号	TEL.0973-22-8211
	九重町役場農林課	〒879-4895 玖珠郡九重町大字後野上8-1	TEL.0973-76-3804
	玖珠町役場農林課	〒879-4492 玖珠町大字帆足268番地の5	TEL.0973-72-7164
北部	中津市役所農政課	〒871-8501 中津市豊田町14番地3	TEL.0979-62-9047
	豊後高田市役所農業振興課	〒879-0692 豊後高田市是永町39番地3	TEL.0978-25-6243
	宇佐市役所農政課	〒879-0492 宇佐市大字上田1030番地の1	TEL.0978-27-8155